

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの(第2～4・四半期)

(独立行政法人:平和祈念事業特別基金)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
		該当なし									

[記載要領]

- 1.本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2.本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごと記載すること。
- 3.本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
- 4.「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度移行の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約によらざるを得ないもの(第2～4・四半期)

(独立行政法人:平和祈念事業特別基金)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成21事業年度財務諸表の官報公告掲載	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 大西 一夫 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年9月9日	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	2,224,314円	-	-	官報公告等掲載料金は、独立行政法人国立印刷局の定める全国一律の料金であることから競争の余地がなく、かつ、同社が東京都における唯一の官報公告等掲載取次店であるため (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
財務監査契約(平成22事業年度)	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 大西 一夫 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年10月15日	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	5,145,000円	-	-	主務大臣の指定によるため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
特別給付金お知らせ用官製はがきの購入	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 大西 一夫 東京都新宿区若松町19番1号	平成22年11月18日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	2,000,000円	-	-	必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため。 (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	19	
抑留者帰還年月日等確認調査委託	独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役理事 大西 一夫 東京都新宿区若松町19番1号	都道府県により異なる	北海道知事 他 札幌市中央区北3条西6丁目 他	契約の性質又は目的が競争を許さない (会計規程第26条第1項第1号)	-	都道府県実施計画の額	-	-	都道府県知事に委託する業務であり、競争になじまないため。(一部委託しない県あり) (会計規程第26条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない))	4	

[記載要領]

- 1.本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
  - 2.本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごと記載すること。
  - 3.本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
  - 4.「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の区分(1～12)の番号を記載する。
- その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規程に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」